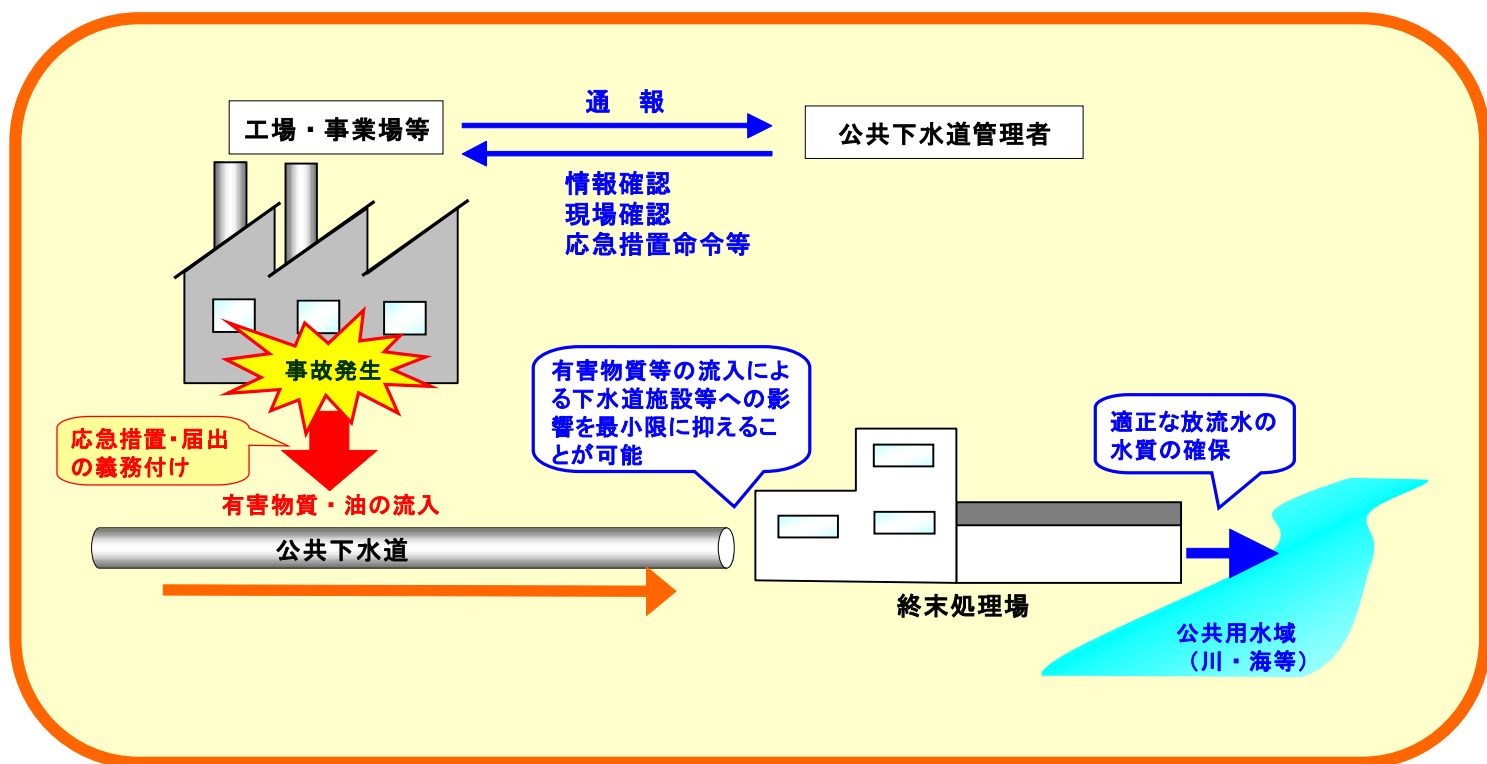


工場・事業場のみなさんへ

—快適な水環境を目指して—

# 水質事故時の対応について

(下水道法の一部が改正され、事故時の届出及び応急措置が規定されました)



平成 19 年度

大分市下水道部

## 1. 下水道法の改正により、特定事業場における事故時の措置が義務付けられました。

政令で規定する物質が公共下水道に流入する事故が発生した場合は、直ちに応急の措置を講じ、速やかにその事故の状況、講じた措置の概要を大分市公共下水道管理者(大分市長)に届出なければなりません。(法第12条の9第1項)

適切な応急の措置が講じられていない場合は、大分市長は、応急の措置を講ずべきことを命ずることができます。(法第12条の9第2項)

上記の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます(法第46条の2第1項)

(注)特定事業場とは？

水質汚濁防止法に規定する特定施設、及びダイオキシン類対策特別措置法規定する水質基準対象施設を設置している事業場

### 「事故時の措置」が必要な事故とは？

自然災害等発生原因を問わず、特定事業場内において火災の発生、停電等による除害施設等の機能の停止、貯蔵タンクや配管等の破損、操作ミス等により、**有害物質又は油**(「6. 事故に係る法令(下水道法関係)」表を参考)を含む下水が公共下水道に流入するような事態が発生した時です。

## 2. 水質事故が発生したら・・・

事故により施設から、**有害物質、油**が流出した場合、次の点に留意する必要があります。

- ☆ 自らの身の安全の確保
- ☆ 施設・作業の停止等による被害拡大防止  
(停止することにより、被害が拡大する場合は除く)
- ☆ 関係者や事故の影響が及ぶおそれがある人たちへの通報・連絡

また、公共下水道に流入する事故が発生した場合、事業者はできる限り流入を防止する**応急措置**を講じ、大分市下水道部にその状況を速やかに痛応して下さい。

※ 公共下水道に**流入するおそれ**がある場合でも、できるだけ早く通報をお願いします。

### 応急措置とは

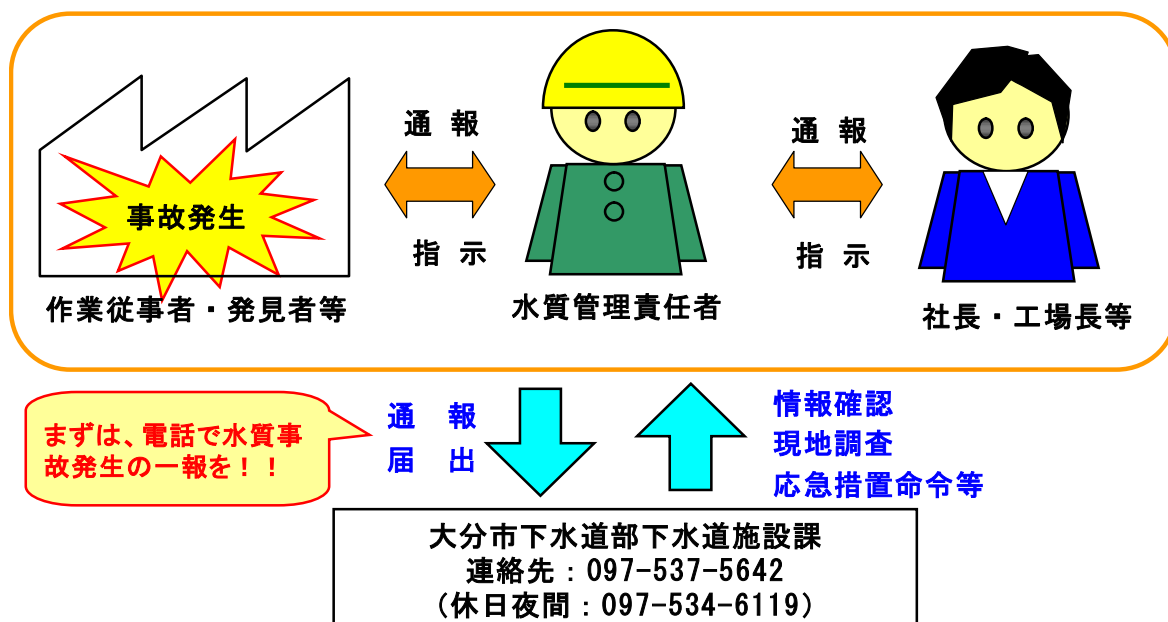
引き続き有害物質又は油の流出を防止するため、破損したタンク、配管などの施設等への有害物質または、油の供給停止、または流出を防ぐための土壌の積み上げ、吸着マットの設置による回収等のことです。

### 3. 事前の備え

日頃から水質事故に対して備えをしておきましょう。

1. 工場・事業場内の事故に関する情報を集約し、公共下水道管理者に届出る水質管理担当者を定めておく
2. 連絡体制の整備
3. 対応マニュアルの作成(あらかじめ事故時の応急の措置方法を定めておく)
4. MSDS(化学物質等安全データシート)等による取扱物質の性状確認
5. 防災訓練等の実施

### 4. 事故発生時の通報・指示連絡フロー



その他、「消防法」、「毒物及び劇物取締法」等の事故時の通報が必要な場合があります。

### 5. 大分市下水道部への通報・届出の内容

水質事故が発生した場合には、まずは次の内容を上記の連絡先まで、できるだけ早く**電話**で通報してください。

詳細な内容については、FAX(532-5251)で別紙「水質事故通報票」を送ってください。その際、送信後に確認のための電話連絡をお願いします。

## 通報内容

### ① 発信者の所属、氏名、連絡先(電話番号等)

### ② 水質事故の概要

- ・ 事故発生(発見)日時
- ・ 水質事故発生事業場名、所在地
- ・ 有害物質等が流出した施設
- ・ 公共下水道に流入した物質とその推定流入量(施設からの流出量)、FAX の場合は事故発生箇所の位置を示した図

### ③ 通報先の確認(警察署・消防署・保健所等に通報しているか)

### ④ 応急措置の内容

報告時点での有害物質・油の状況(公共下水道への流入状況等)

**※ 全てが把握できない時点でも、逐次通報してください。**

特定事業場は、**事故の応急措置が済み次第**、次の内容を届出る必要があります。

## 届出内容

### ① 上記通報内容の詳細を整理したもの

### ② 事故再発防止のための措置

## 6. 事故に係る法令(下水道法関係)

### 下水道法

#### (事故時の措置)

第十二条の九 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める場合を除き、直ちに、引き続き当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。

2 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第四十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十二条の九第二項(第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

2 (略)

下水道法施行令(政令)

(事故時の措置を要する物質又は油)

**第九条の八** 法第十二条の九第一項(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。)に規定する政令で定める物質又は油は、水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質及びダイオキシン類並びに同令第三条の三各号に掲げる油とする。

カドミウム及びその化合物	トリクロロエチレン	1・3-ジクロロプロペン	原油 重油 潤滑油 軽油 灯油 揮発油 動植物油
シアン化合物	テトラクロロエチレン	チウラム	
有機燐化合物	ジクロロメタン	シマジン	
鉛及びその化合物	四塩化炭素	チオベンカルブ	
六価クロム化合物	1・2-ジクロロエタン	ベンゼン	
砒素及びその化合物	1・1-ジクロロエチレン	セレン	
総水銀	シス-1・2-ジクロロエチレン	ほう素	
アルキル水銀化合物	1・1・1-トリクロロエタン	フッ素	
ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	1・1・2-トリクロロエタン	アンモニア・硝酸・亜硝酸	
ダイオキシン類			

(事故時の措置の規定が適用されない場合)

**第九条の九** 法第十二条の九第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第二条第一号 から第二十五号 までに掲げる物質又はダイオキシン類を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)に流入した場合において、当該下水の水質が法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準に適合するとき。

二 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第二条第二十六号 に掲げる物質又は同令第三条の三各号に掲げる油を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入した場合において、当該下水の水質が法第十二条の二第三項の規定に基づく条例で定める基準に適合するとき。

三 当該公共下水道又は当該流域下水道の施設として水質汚濁防止法施行令第二条第一号 から第二十五号 までに掲げる物質又はダイオキシン類の処理施設が設けられている場合において、当該公共下水道管理者又は当該流域下水道管理者が、国土交通省令で定めるところにより、当該処理施設において下水を処理すべき区域として公示した区域内の特定事業場から当該物質に係る下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入したとき。

